

第 4 7 号議案

専決処分の承認を求めることについて

志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

地方税法施行令の改正に伴い、緊急に志木市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、令和 8 年 3 月 3 1 日に志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和8年3月31日

志木市長 香 川 武 文

別紙

志木市条例第17号

志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

志木市国民健康保険税条例（昭和30年志木市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が30,000円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000円とする。

第22条第1項中「660,000円」を「670,000円」に改め、「オに掲げる額を減額して得た額」の次に「（当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円）」を加え、同項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同条第3項中「、被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額」に改め、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同条第4項中「第1項、第2項又は前項」を「前3項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の志木市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。